



社会福祉法人

豊心会

平成 30 年度事業計画

作成日 平成 30 年 3 月 7 日

平成 30 年度 事務部業務計画

1.本部事務

- (1)理事会・評議員会等の運営、監事監査執行のための事務業務を滞りなく行う。
- (2)本部運営に係わる各種登記手続きを滞りなく行う。

2.事業管理

- (1)年度事業計画・評価・事業報告を計画的に取りまとめ、事業の円滑化を推進する。

3.財務管理

- (1)収入の確保に向けて、事務方として介護報酬改定内容の熟知し、必要な対応を行う。
- (2)財務諸表等電子開示と社会福祉充実財産の算定を行う。

4.人事労務

- (1)職員の欠員によるサービスの低下が生じないように、関係機関と連携し、速やかに欠員補充を行う。又、新規事業を担う人材の確保に努める。
- (2)労務関係の必要な情報、雇用情勢などを把握し、職員が働きやすい環境作りを推進する。

5.庶務管理

- (1)事務業務関連の書類について、適切に管理運用できる環境整備を推進する。
- (2)必要に応じて、行政等の関係機関へ速やかに調査報告・届出を行うとともに、届出書類及び各書式の電子化を推進し、書類の省力化・効率化を図る。

6.衛生管理

- (1)健康診断の結果で要精検が出た方への再検査の要請及びチェックをする。
- (2)日常の健康管理や居住環境の向上に努めるとともに、施設内にインフルエンザウイルス等が持ち込まれないように心掛ける。

7.設備・車輛管理

- (1)建物・機械整備及び法人の車輛について、専門業者による定期法令点検を実施するとともに、必要に応じ補修し、事業運営に対して安心・安全な寛容整備を実施する。
- (2)省エネルギー化・経費節減を図る。又、電力等の自由化により、他社も検討する。

8.安全対策

- (1)年間防災訓練計画を設定し、夜間・昼間を想定した避難訓練等を実施する。
- (2)業務内外を問わず、車輛安全運転・交通事故防止の周知・徹底の強化を図る。

9.その他

- (1)法人内キャリアパス制度の充実に向けて、人事考課及び目標管理と、業務の標準化のためのプログラムを融合した E-WORK システムを取り入れる。
- (2)デスクネッツネオ(ソフトウェア)を活用して、組織内のコミュニケーションを円滑にし、更なる業務の効率化を図る。
- (3)排泄機能に関するアセスメント力向上に向け、排泄ウェアラブル端末である「DFree」を導入し、膀胱をセンシングし、排尿のタイミング等をお知らせして、自立支援を促しつつ、おむつの使用量削減を図る。

以上

介護老人福祉施設（施設入所）

基本方針

利用者1人ひとりの人権と生活を尊重し、本人が望む生活に合わせたケアを安心して受けることができるように、「利用者主体の生活と自立支援へ向けて必要なケアの提供を行う。」を重点目標におき、他職種協働で取り組む。また、家族との信頼関係を築き、信頼と協力の中、利用者の希望に沿った施設サービスの提供に努める。

重点施策

1. 自立支援に向けての取組み強化
2. 看取り介護への取組み強化
3. 重度化防止に資する高い介護サービスへの実現
4. 地域・医療との連携強化

サービス目標

1. 自立支援に向け、利用者1人ひとりが望む目的のある生活を提供し、毎日がその人らしく生活を送っていただけるようにADLの自立の改善を行う。
2. 終末期において、利用者・家族が望むように嘱託医との連携の下に、多職種と共働し、チームケアで対応していく。
3. 関連職種(看護師、介護等)と共同し、利用者の状態を観察し、チームで連携を行いながら、よりよい介護サービスの提供を行う。
4. 医療機関との連携を図り、医療ニーズに対応できるよう進めていく。また、地域への開放と交流を行いながら、地域とのネットワークをより強化する。

業務目標

1. 利用者その人らしく生活していく為に、本人の意向に沿った24hシートの再作成をする。また、介護技術の知識・習得に向けた勉強会・研修を行っていく。また、身体機能の向上や環境の調整に目を向ける。
2. 「その人らしさ」について様々な情報を収集し(感じ取る・知る)職種間で共有、ケアに繋げる。また、デスクカンファレンスを通して、看取り介護を振り返り、感じた事・出来なかった事を共有し、よりよいケアに向けてチームで検討していく。

3. 関連職種(看護師・介護等)と共同し、入所者ごとに褥瘡の発生予防に努め、褥瘡管理を実施する。
4. 医療機関との連携を促進し、利用者の事柄(医療処置、リハビリ)に向けて充実させていく。また、地域への情報発信や地域の資源の活用を通し、施設を地域の拠点として交流を図る。
5. インフルエンザ、ノロウイルス、他の感染症の予防と発生時の拡散抑制に努める。また、発生時に迅速且つ的確な指示を出していく。

介護職重点目標

利用者主体の生活と自立支援へ向けて必要なケアの提供を行う。
介護技術の知識・習得に向けて向上を図る。

各ユニット目標

【あさがお】

- ・計画的な機能訓練を実施し、本人の「したい事への実現」と「排泄を重点としたADLの向上」を目指す。

【すいせん】

- ・本人の意思を尊重しながら、排泄機能の向上を図る。
- ・情報共有をして、他職種連携し強化を図る。

【つばき】

- ・ADLの向上に努め、個々に合ったケアを行っていく。
- ・他職種で利用者の情報を共有し、個々に合ったケアをする。

【ぼたん】

- ・利用者が今やりたい事を、出来るだけ早く実現出来るように、考え・工夫し・行動する。

【ゆり】

- ・褥瘡の予防に努め、排泄に関わる機能の向上を目指す。
- ・他職種と連携し、計画的に支援する。

【ひまわり】

- ・その人らしさをユニットで考え情報を共有しながら引き出していき、やりたい事が出来るように対応していく。
- ・ADLの低下を防ぐために、自分で出来ることは自分でしてもらい、生活の中でリハビリを見つけ、行っていく。

口腔ケアの推進

要介護者が生活する当施設において、自力で口腔ケアを行うことが困難な高齢者や自力で口腔ケアが出来ても、加齢により十分な動作が出来ず、口腔内が不衛生となるリスクを抱える高齢者が多い。その為、日頃の歯磨きの習慣化支援の他、口腔ケアの支援を行っていく。

—各部門—

生活相談員

1. 施設利用に繋がる定期的な営業活動の継続(病院・居宅・包括等)馴染みの関係を築き、情報収集と情報提供を行う。
2. 入所待機者を把握し、定期的に入所判定会議を開催する。
3. 新規利用者のケアカンファレンスの調整を介護支援専門員と行う。
4. 家族・関係機関との連絡調整を密に行う。(入退所・入退院等)
5. 利用者が一人ひとり「その人らしく」生活を送っていただけるよう定期的にカンファレンスを開催し、家族が参加した際は、利用者の思いを伝える良き代弁者となる。
6. 利用者・家族が望む生活を送れるよう、情報収集を行う。また、終末期においては、医師へ利用者・家族の意向を伝えていく。
7. 特養が地域の社会資源である意識を強く持ち、地域に目を向けていく(出前講座等)

介護支援専門員

1. 生活の意欲がもてるケアプランの作成。他職種で共有・連携し利用者の「やりたい事」「目標」を実現し、意欲を引出し、自ら出来る事が取り戻せる生活への支援の提供。
2. 自立支援・重度化防止にむけて、医療との連携、関係を深め、機能訓練を含めた支援を進める。
3. 他職種で共有・連携して看取りケアに取り組む。看取りケア後は振り返りカンファレンスを開催する。
4. 介護業務に携わり、利用者との関わりの中で状態把握を行い、ケアプランに反映する。
5. 特別養護老人ホームが地域の社会資源である意識を強く持ち、地域に目を向けていく。

看護部門

1. 自立支援にむけて、利用者個々に合わせた排泄動作の検討を主治医と連携し判断し、介護職と連携協働していく。
2. 重度化予防に向けて、褥瘡の予防に関しては他職種と連携し、リスクを軽減する提案を行う。発生に関わるリスクについては、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し、早期の治癒を目指す。

3. 看取り期に近づいている利用者については関係する多職種で話し合い、情報の共有を行う。
また、看取りに入った利用者については、他職種と連携をとりながらケアを行っていく。
4. 医療機関との連携強化に努める。
5. インフルエンザ、ノロウイルス、他の感染症の予防と発生時の拡散抑制に努める。また、的確な指示を出す。

看護職スキルアップ計画

基本方針

利用者一人ひとりの人権と生活を尊重し、本人が望む生活に合わせたケアを安心してサービス提供できるように、「利用者主体の生活と自立支援へ向けて必要なケアの提供を行なう」ために、職員の知識・技術の向上を支援する。

重点施策

1. 重度化防止に資する高い介護サービスへの実現
2. 看護の質の標準化

サービス目標

1. 関連職種（介護職・看護職・管理栄養士）と協働し、利用者の全身状態悪化を予防する。
2. 看護職の評価表の活用

業務目標

1. インフルエンザ・ノロ感染対策マニュアルを見直す。
2. 利用者の皮膚トラブルを予防する。
皮膚や褥創に関する研修会参加を行う。
利用者の全身状態並びに皮膚状態の把握を行う。
利用者の皮膚のデータ取り。
スキン・ケアの見られる利用者に対して、関連職種と協働して定期的な介入を行う。
3. E-WORK の項目の共通認識と評価を行う。
入力前に評価項目についての共通認識を行う。
本人評価・一次評価入力後に、被評価者との話し合い・合意を行う。

以上

短期入所生活介護

基本方針

利用者 1 人ひとりの人権と生活を尊重し、安心できるサービスを提供できるように「利用者主体の生活と自立生活へ向けての必要なケアの提供を行う」を重点目標におき、他職種協働で取り組む。また、ご家族との信頼関係と協力のなか、利用者の希望に沿った在宅サービスの提供に努める。

重点施策

1. 自立支援に向けて取り組みの強化
2. 他職種・居宅・外部の専門職との連携強化

サービス目標

1. 自立支援にむけて、利用者・家族が望むサービスを提供し毎日がその人らしく生活を送っていただけるようにサービス提供を行う。
2. 重度者・認知症・医療ケアの必要な利用者の受け入れ体制を他職種と連携し対応していく。在宅での生活を維持していく為に他職種・外部の専門職と連携し機能訓練等を行う。

業務目標

1. 利用者の意向に沿った 24h シートの見直しを常に行う。知識向上にむけて勉強会・研修に参加していく。
2. 様々な疾患等について知識を深め、他職種との情報共有・連携し、早期発見報告に努める。

さくらユニット目標

1. 在宅の生活を維持できるよう支援する。
2. 外部の専門職と連携し ADL 低下を防ぐ。

生活相談員

1. 定期的な営業活動を継続し、居宅・包括の介護支援専門員や病院の相談員と馴染みの関係を深めていく。又、情報収集や情報提供を行っていく。
2. 毎月の利用調整をおこない、可能な限り急な依頼でも受け入れが出来るように調整していく。

3. ご利用者・家族が望む生活が送れるように情報収集し、他職種に情報提供していく。
4. ご利用者の思いを受け止め良き代弁者となる。

看 護

1. 自立支援にむけて利用者に合わせた排泄動作の検討を介護職と実施していく。
2. 利用者の状態管理や異常時の早期発見の対応を行い現状維持に努める。
又、かかりつけ医院や介護士と連携し情報共有する。
3. インフルエンザ・ノロウイルス、他の感染症の予防と発生時の拡散抑制に努める。
又、的確な指示を出す。

地域密着型 通所介護事業所

総合事業（通所型サービスA）

基本方針（通所介護）

要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を送れるよう、通所介護計画等に基づいて一人ひとりに合わせた介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

基本方針（総合事業 通所型サービスA）

その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、介護予防プログラム及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持を図ることを目的とする。

重点施策

1. 利用者個々のニーズを把握し、希望に沿ったサービスを計画・提供する。
2. 通所介護職員と外部のリハビリテーション専門職が連携し、機能訓練計画書を作成、計画書に沿った機能訓練を実施し、自立支援・重度化防止を推進していく。
3. リハビリテーション専門職・通所介護職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画書を作成。3月ごとに1回以上評価（モニタリング）し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行う。
4. 外部からの情報を収集し、新たな取り組みができるように環境整備、各職員の技術向上の強化を目指す。
5. 地域包括センターや居宅介護支援事業所等との情報共有、連携を密にし、地域のニーズに対応したサービスを提供する。
6. 認知症高齢者や中重度の要介護者を積極的に受け入れ、住み慣れた地域での在宅生活が継続出来る様に支援して行く。

サービス目標

1. 個々に応じた自立支援を目指し、機能訓練、認知症予防トレーニング、おやつ作り、料理、創作活動等を実施しながら、サービス利用を満足できるようサービスの展開及び質の向上に努める。
2. 総合事業対象者の受け入れ、機能訓練、入浴、食事のサービスを提供し、在宅生活の支援を行う。総合事業（通所型サービスA）は週2回（月曜日、水曜日）実施。
3. ボランティアを積極的に受け入れ、地域との交流を図る。
4. 各居宅介護支援事業所の介護支援専門員との連携のもと、利用者及び家族のニーズに対応した通所介護計画書を作成する。

5. 利用者の心身状況等の変化を早期発見することに努め、家族・居宅事業所と連携をしながら状態悪化の防止を行う。
6. 中重度利用者の受け入れ体制強化。(医療との連携)
7. 介護度別にサービスを実施できる環境作り。(ホールレイアウトの検討)
8. 定期的に関係職種とカンファレンスを実施し、利用者の情報を共有する。
9. 独居等の利用者に対して、地域包括ケア病床(病棟)とのサブアキュート機能による連携に努める。

自立支援プログラム(認知症、機能訓練、中重度利用者)

●認知症対応プログラム

作業療法

洗濯物たたみ・食器洗い、食事の盛り付け等を実施しながら、認知症者のADL低下を防止し、BPSDを軽減させることで、本人のQOLを高めることを目指す。

運動療法

歩行訓練、立位訓練、握力トレーニング、股関節運動を実施する事で、認知症者のADLの低下防止、転倒予防、身体機能(排泄機能)の改善を目指す。

回想法

ライフレビューのような個別回想法を実施し、幸福感の向上、認知機能の改善効果を目指す。

音楽療法

個別・集団で歌や音楽鑑賞を実施し、認知症者のQOLや認知機能の維持・改善効果を目指す。

●機能訓練プログラム

居宅介護支援専門員と連携し、機能訓練指導員(外部リハビリテーション職員)と共に作成した機能訓練を実施する。

●中重度者の利用者に対する対応

- ・主治医の指示や疾患への影響がない限り、中重度の利用者も軽度の利用者と同じように過ごしてもらえることを基本として対応して行く。
- ・特殊浴槽(寝台浴、チェア浴)を完備し、安全に安心して入浴を行うことが出来る。
- ・医療的ケアが必要な利用者に対し、医療機関、看護職員と連携を強化し対応して行く。
- ・ソフト食を提供する事により口から食事を安全に摂取し、経口維持の強化をはかる。

—各部門—

生活相談員

1. 定期的に各居宅事業所や地域包括支援センターへ営業活動を行い、情報収集や情報提供を実施。
2. 通所介護計画書の作成
3. モニタリングの実施
4. 利用者、家族からの相談対応
5. デイサービス会議の調整
6. 新人職員の研修、指導
7. 苦情受付対応
8. 事故、ヒヤリハットの管理、報告
9. 各居宅事業所・病院等へ定期的に訪問（営業活動）

介護職員

1. 利用者のニーズ収集、利用者の状態観察、報告
2. 通所介護計画書の作成
3. 個別機能訓練計画書の作成（リハビリ職と連携）
4. モニタリングの実施
5. 介護業務（入浴・排泄・食事、維持期の機能訓練、レク等）
6. 近況報告書の作成
7. 介護技術の向上（研修、勉強会の参加）
8. 環境整備の検討
9. デイ通信作成
10. 口腔体操

看護師（機能訓練指導員）

1. 利用者、家族からの相談対応（医療的分野に対して）
2. 機能訓練計画書の作成
3. 医療処置（インシュリン、処置、内服管理等）
4. 感染対応
5. 体重測定の実施
6. ホットパックの使用・管理

管理栄養士

1. 家庭的な雰囲気味わっていただける献立を提供し、定期的に季節感のある食事やお祝いの食事を提供する。（バイキング、選択食の実施）
2. 季節や行事に合わせたおやつ作りの実施。
3. 嗜好調査の実施
4. 食事形態の適宜改善

5. 衛生管理
6. 給食委員会の開催
7. 配食弁当の管理

運転手

1. 送迎業務（車両準備、車両点検、運転等）
2. 特変時の報告
3. 利用者の体調観察（朝の検温）
4. 車両の整備（清掃、ガソリン補充等）
5. 送迎時での家族への連絡

居宅介護支援事業所

基本方針

1. 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して支援を行う。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して支援を行う。
3. 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
4. 市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

サービス目標

1. 指定居宅介護支援事業所としての法令遵守及び個人情報の保護に努める。
2. 専門職としての資質向上に努め、利用者・家族の方から選択して頂ける事業所を目指す。
3. 利用者の自立支援と生活の質の維持、向上につながるケアマネジメントを行う。
4. 関連機関との連携を密にし、適切なサービスの提供を行い、継続的に支援していく。
5. 事故・苦情を真摯に受け止め、検討し迅速かつ適切に対処していく。
6. 利用者・家族の方から受けた代行申請や提出書類など、速やかに関係機関へ提出する。

研修参加目標

1. 各種会議・専門研修会等へ積極的に参加し、制度の動向や福祉情勢の把握、最新情報の収集、知識・面接技術を習得することにより、自己研鑽に努めケアマネージャーとしての資質の向上に努める。
2. 地域ブロック会議・ケア会議・医師会主催の勉強会など出来るだけ参加し、知識を深める努力をしていく。

地域目標

1. 行政、地域包括支援センター、各医療機関、各地区社協、公民館、民生委員、福祉推進員等との連携を図り、地域のニーズを把握して、利用者・家族が住み慣れた地域での生活を出来るだけ長く維持できるような地域づくりの整備に努める。また、地域包括支援センターや地域の病院・医院との連携も深め、利用者を紹介して頂けるよう努める。また、地域の民生委員・福祉推進員に同行し、地域のニーズの掘り起こしを行う。

業務目標

1. 要支援者の更新申請時に訪問調査に立会し、適切なアセスメントを行い、介護度の区分変更が必要な利用者には変更申請を適切に行う。
2. 明らかに介護の手間が増大した要介護のケースは、区分変更申請を行う。
3. 現在の利用者の担当ケースの家族に介護認定の申請が必要な該当者がいる場合、要介護認定の申請手続き代行を行う。
4. 包括の特定エリアの担当者と地域の課題が解決できるような協力関係を構築する。

重点目標

1・利用者の確保

- ・地域包括支援センターの地域担当者と協力し合って、地域での福祉課題に取り組んで行けるように連携を図る。
- ・地域の民生委員、福祉推進員が行う研修会やなごやか寄り合いに参加して協力関係を構築する。
- ・気軽に相談していただける医療や介護保険の相談窓口となるような親しみのもてる活動を行う。

2・会議への参加

- ・地域ブロック会議、ケア会議へ参加し、個人の課題等を共有して、対応を協議していく。
- ・他事業所のケアマネとも交流を持ち、情報を確保できるようにしていく。

3・サービス報酬・基準に係る見直しの基本的な方向

- ・医療と介護の連携強化。平時からの連携に努め、情報提供も速やかに行う。
- ・末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント。24時間連絡が取れる体制を確保し、心身の状況を記録し、主治医や居宅サービス事業者に提供する。
- ・質の高いケアマネジメントの確保。他法人の運営する居宅介護支援事業所や地域包括支援センターが実施する事例検討会に参加する。
- ・公正中立なケアマネジメントの確保。複数事業所の紹介、事業所決定の根拠を記録に残す。
- ・訪問回数の多い利用者への対応。自立支援、重度化防止や地域資源の有効活用の観点からサービス内容を検討する。
- ・障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携に務める。

食事提供部門（特養）

1. 医療との連携と栄養状態の維持・改善の取り組み

①栄養ケアマネジメントの実施

利用者の栄養状態、嗜好、摂食・嚥下状態などを把握し、多職種協働で入所者ごとの栄養ケア計画を作成する。

計画に沿って栄養管理を行い、定期的に栄養状態など実施状況の記録と評価をし、必要に応じて計画の見直しを行なう。

②再入院時栄養連携加算の算定

退院後、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時と異なる栄養管理が必要となった場合、医療機関の管理栄養士と連携して、栄養管理に関する調整を行なう。

③低栄養リスク改善加算の算定

低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が共同して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき定期的に食事の観察や、栄養・食事調整等を行わない低栄養のリスクの改善を図る。

④経口維持加算（Ⅰ）の算定

摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入所者について、医師の指示に基づき、多職種協働により経口維持計画を作成する。

この計画に従い、継続して経口による食事摂取を進めるための特別な管理を行なう。

2. 行事食、変わり献立の実施

普段の食事では家庭的な雰囲気を味わっていただける献立を提供し、定期的に季節感のある食事やお祝いの食事を提供することで生活の中の楽しみにしていただけるよう実施する。

①施設行事および年中行事に合わせた行事食の実施（表1 年間予定表）

施設での食事が単調なものにならないよう、季節感を味わい楽しく食事をしていただけるよう工夫する。食事とともに行事に合わせたカードを添えるなど、食事以外でも楽しんでいただけるように雰囲気作りにも配慮する。

②誕生食の実施

誕生日に昼食時またはおやつ時に誕生日らしい献立を提供する。

③バイキング、選択食の実施

新年会等の行事、ひなまつりのおやつなどで定期的に実施できるよう検討する。

食事が選択できることで、より利用者の嗜好に合わせた食事を提供する。

また、食事を選択する楽しみをもっていただく。

④施設内でのおやつ作りやお茶会の実施

施設全体、フロアごとなどで季節のおやつ作りやお茶会を開くなど楽しみや意欲をもって参加していただける行事を計画する。

3. 安心、安全な食事提供の実施

①給食委員会の開催

月に一度、厨房委託業者と施設職員が集まり、意見交換を行う。よりよい食事提供ができるように試食会も行う。新メニューの導入や見た目や香りまで楽しんでいただける食事提供を目指す。

②嗜好調査の実施

定期的にアンケートや聞き取り調査などを実施し、喫食状況や残菜調査の結果も合わせて、食事内容の見直しや献立の検討を行なう。

③ムース食の食事内容の改善について

ムース食がより良い物になるようゲル化剤の種類や、濃度、切り方などの検討をする。定期的に試食会も行なう。

④衛生管理について

食中毒、異物混入、感染症の予防を徹底する。厨房内の清潔を保ち、適切な食材の管理と取扱い、温度管理などを行なう。また、服装等も清潔を心がけ、健康管理に努める。

⑤緊急時の食事提供につて

感染症、災害等の緊急時に備え、備蓄品(備蓄食、食器等)を確保し、保管する。備蓄品、保管場所、調理作業内容等については厨房委託業者との話し合いにより対応を検討していく。また、防災訓練等で炊き出しの訓練を計画し実施したい。

4. 地域への貢献、認知

①地域イベントへの参加

地区の文化祭等に参加し、地域との交流を深めるとともに施設内での食事に対する取り組みについて紹介できる場をつくる。

②地産地消について

地元の農家の食材を献立に取り入れていく。食事に食材紹介のポスターを貼って提供する。また、地域イベントや施設内での行事等で食材手配をする際は、地元の食材や業者の利用を検討する。

表 1 行事食年間予定表

	予定献立
4月	春のお花見献立
5月	端午の節句のお祝い献立
6月	おやつ作り、お弁当など
7月	七夕献立、夏祭りなど
8月	お盆(おはぎなど)
9月	敬老会のお祝い献立
10月	秋の味覚献立
11月	秋の味覚献立
12月	クリスマス献立、年越しそば打ち大会
1月	新年のお祝い献立、新年会、お雑煮
2月	節分献立、バレンタインの献立(デザートやおやつなど)
3月	ひな祭り献立、ひな祭りのおやつバイキング、お彼岸(ぼたもちなど)

食事提供部門（デイ）

1. 行事食、変わり献立の実施

普段の食事では家庭的な雰囲気味わっていただける献立を提供し、定期的に季節感のある食事やお祝いの食事を提供することで生活の中の楽しみにしていただけるよう実施する。

①施設行事および年中行事に合わせた行事食の実施（表1 年間予定表）

施設での食事が単調なものにならないよう、季節感を味わい楽しく食事をしていただけるよう工夫する。

食事とともに行事に合わせたカードを添えるなど、食事以外でも楽しんでいただけるように雰囲気作りにも配慮する。

②バイキング、選択食の実施

新年会等の行事や昼食、おやつなどで定期的に実施できるよう検討する。

食事が選択できることで、より入所者の嗜好に合わせた食事を提供する。

また、食事を選択する楽しみをもっといただく。

④おやつ作りの実施

季節や行事に合わせておやつや食事を作るなど、楽しみや意欲をもって参加していただける行事を計画する。

2. 安心、安全な食事提供の実施

①給食委員会の開催

①給食委員会の開催

月に一度、厨房委託業者と施設職員が集まり、意見交換を行う。よりよい食事提供ができるように試食会も行う。新メニューの導入や見た目や香りまで楽しんでいただける食事提供を目指す。

②嗜好調査の実施

定期的にアンケートや聞き取り調査などを実施し、喫食状況や残菜調査の結果も合わせて、食事内容の見直しや献立の検討を行なう。

③ミキサー食の食事内容の改善について

ムース食がより良い物になるようゲル化剤の種類や、濃度、切り方などの検討をする。定期的に試食会も行なう。

④衛生管理について

食中毒、異物混入、感染症の予防を徹底する。厨房内の清潔を保ち、適切な食材の管理と取扱い、温度管理などを行なう。また、服装等も清潔を心がけ、健康管理に努める。

⑤緊急時の食事提供につて

感染症、災害等の緊急時に備え、備蓄品(備蓄食、食器等)を確保し、保管する。備蓄品、保管場所、調理作業内容等については厨房委託業者との話し合いにより対応を検討していく。また、防災訓練等で炊き出しの訓練を計画し実施したい。

3. 地域への貢献、認知

①地域イベントへの参加

地区の文化祭等に参加し、地域との交流を深めるとともに施設内での食事や行事に対する取り組みについて紹介できる場をつくる。

②地産地消について

地産地消の日を作り、地元の食材を献立に取り入れていく。食事に食材紹介のカードなどをつけて提供する。徐々に回数を増やし、地元産の食材を多く使用したい。また、地域イベントや施設内での行事等で食材手配をする際は、地元の食材や業者の利用を検討する。

表 1 行事食年間予定表

	予定献立
4月	春のお花見献立、桜もち作りなど
5月	端午の節句のお祝い献立
6月	おやつ作り、お弁当など
7月	七夕献立、夏祭りなど
8月	お盆(おはぎなど)
9月	敬老会のお祝い献立
10月	秋の味覚献立、焼き芋
11月	秋の味覚献立
12月	クリスマス献立、年越しそば打ち大会
1月	新年のお祝い献立、新年会、お雑煮
2月	節分献立、バレンタインの献立(デザートやおやつなど)
3月	ひな祭り献立、ひな祭りのおやつパイキング、お彼岸(ぼたもちなど)

配食サービス・食の自立支援事業

基本方針

高齢者配食サービス事業は、在宅の高齢者を訪問し、定期的に栄養バランスのとれた食事を提供することにより、ひとり暮らし等の高齢者の安否を確認するとともに、疾病及び介護予防対策として健康の維持に寄与し、住み慣れた地域で安心して生活が維持できるように支援することを目的として実施する。

重点施策

1. 利用者本位の事業運営

住み慣れた地域で安心して生活を維持できる支援体制の構築。

①配食時の声掛けや見守り、服薬確認等により状態の変化を観察し必要な対応を行なう。

※認知症の進行及び身体状況等の変化に関して速やかに地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所へ報告し、連携を保ち迅速な対応がとれる体制を確立する。

②栄養管理された食事の提供による健康維持及び献立表を利用して食への関心を高める。

③美味しく安心して召し上がっていただくために、ご利用者様の食事形態に合わせた調理及び盛り付けの工夫を行う。

④地域包括支援センター及び民生児童委員等との連携協力により、近隣の方々との見守りの仕組みを考える。

⑤配食全般についての満足度及び意向調査を実施して、結果を事業運営に反映させる。

2. 地域社会に貢献する事業運営

月曜から日曜(祝日含む 360 日)配達。配達スタッフの確保と教育、収支等について計画する。

3. 事業を支える安定した経営

安定した収支による計画的な資金計画を策定する。

①登録者 40 名を目標として、1 日の配食目標を 20 食とする。

主な営業活動として、年に 2 回配食サービスのチラシを新聞の折り込みに入れる。

②弁当容器等の更新のために計画的な積立を行う。

4. 職員の育成

食中毒や感染症及び交通安全に関し、担当職員への研修を行い、スキルアップを図る。

5. リスクマネジメント

・緊急時に迅速かつ適切な対応と連携体制の確立に努める。

①緊急対応マニュアルの周知徹底及び見直しにより、実態に合った対策を実施する。

②配食時の様子を把握し、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等への情報提供と連携協力による事故防止の強化を図る。

③緊急対応等の状況を収集し、分析による予防及び対処を計画する。

- ・食中毒及び感染症予防対策の徹底。
 - ①管理栄養士の指導により厨房職員（調理師等）への衛生管理を徹底する。
 - ②配食時の車輛・保冷容器等の温度管理及び衛生管理を徹底する。
 - ③配食時に利用者へ直接注意事項等を働きかけ、理解を得る。
- ・交通安全の徹底による事故予防への対策。
 - ①送迎マニュアル等に基づき「安全運転教育研修」を実施する。
 - ②運行日誌を基本に日々の点検及び事故防止についての意識向上を図る。

6. 職員の健康管理

法人が定める健康診断を行い、必要であれば産業医への相談の機会を持つ。

7. 災害対策

住み慣れた地域で安心して生活が継続できるための支援体制の構築

- ①地域の防災マニュアル等を参考にし、災害に備えた取組を検討する。
- ②大規模災害発生時の安否確認については、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等と担当職員が連携を図り、個別の訪問等を検討する。
- ③明翔苑に設置される各種委員会と連携して災害防止、感染症及び食中毒防止のための対策を行っていく。

8. 食の自立支援事業

松江市が行っている食の自立支援業務委託事業（365日 昼食、夕食の配達）

栄養バランスの摂れた食事を提供し、当該利用者の安否を確認するとともに高齢者の自立と生活の質を確保します。

第1号被保険者（65歳以上の者）及び要介護認定もしくは要支援認定を受けている

第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の方で次の要件を全て満たす者

- ・65歳以上の者若しくは要支援以上の認定を受けている第2号被保険者のみの世帯又はそれに準ずる世帯に属する者であること。
- ・食事の調理が困難であること。
- ・栄養のバランスのとれた食事を確保することが難しいこと。
- ・安否確認の必要な者であること。（独居の方、日中独居の方は該当しない。）
- ・市長が別に定める自立生活支援判定会議において配食サービスの必要性があると認められること。
- ・1食あたり410円（副食のみの場合は360円）

※食の自立支援事業と並行して、現行の配食サービスも実施し、食の自立支援事業に該当しない方は、現行の配食サービスを利用していただく。

地域における公益的取組

基本方針

社会福祉法人豊心会中長期ビジョンの短期目標である、地域共生社会の実現に向けて、公益的取組等を通じた事業を戦略化し、地域の福祉拠点として機能強化を図り、ヒト・モノ・コトが集まる仕組みづくりを実践する。

重点施策

1. 行政及び社協・近隣法人等と連携共同した情報発信やイベントへの参画
(地域を巻き込む広報活動の強化)
2. 出前講座の依頼件数増及び広報誌の配布先の拡大
3. 配食サービスを含む公益的取組の地域への発信（研究発表含む）
4. 福祉の魅力発信に関するイベントへの参加
5. 県・市の主催する人材育成・確保に関する会議等への参加
6. 公益的取組を充実させるための資機材の整備（音響機材等）

実施主体

出前講座については、特別養護老人ホーム明翔苑等の地域との連携の観点から実施することとし、実施主体は地域公益活動実践委員会とする。

広報活動

地域における公益的取組の紹介及び、法人内各事業所等で実施している特色あるサービスや行事風景・研修の様子や地域との連携等についての活動を各事業所・部署の関係者と調整を図り、計画・実施・評価・調整する。

平成 30 年度会議編成

《 各種会議は毎月 1 回の開催を基本とする 》

《 会議時間は 1 時間以内を目標とする 》

会議名	開催日及び議長	開始時間	協議内容
職員	月初の平日 議長：施設長	13:00 16:10	必要な連絡事項等、 各種会議等の決議報告
管理者	随時 議長：施設長	随時	運営上必要な事項の 検討・決定等
経営	第3水曜 議長：施設長	17:00	運営上必要な事項の 検討・決定等
リーダー	第3水曜 議長：介護主任	16:10	担当業務に関する必要事項 の報告・連絡・検討等
地域連携室	経営会議までに 議長：特養課長	随時	担当業務に関する必要事項 の報告・連絡・検討等
事務	経営会議までに 議長：経理課長	随時	担当業務に関する必要事項 の報告・連絡・検討等
デイサービス	経営会議までに 議長：主任	随時	担当業務に関する必要事項 の報告・連絡・検討等
看護	経営会議までに 議長：主任	随時	担当業務に関する必要事項 の報告・連絡・検討等
フロア	第3水曜 議長：フロアリーダー	13:00	担当フロアの業務に関する必要 事項の報告・連絡・検討等
連携	第3水曜 議長：向	随時	他事業所・多職種連携による 必要事項の報告・連絡・検討等
ユニット	随時 議長：ユニットリーダー	随時	担当ユニットの業務に関する必 要事項の報告・連絡・検討等
担当者	随時	随時	担当業務に関する必要事項 の報告・連絡・検討等

年間行事予定表（特養・ショート）

4月	お花見ツアー 清掃ボランティア（第2日曜） 制度改正に関するご家族への説明会
5月	母の日、菖蒲湯、フルート演奏会 防災訓練 ≪土砂災害・風水害紙上訓練（日中）≫ イングリッシュガーデン見学、清掃ボランティア（第2日曜）
6月	父の日、お茶会・おやつ作り、ステップ21さんとの交流会 清掃ボランティア（第2日曜）
7月	古江幼稚園・山陰効果団地さんとの七夕会 清掃ボランティア（第2日曜）
8月	夕涼み会、大正琴教室さんとの交流会 清掃ボランティア（第2日曜）
9月	敬老会 湖北中学校職場体験学習（3年） 清掃ボランティア（第2日曜）
10月	明翔苑祭り、古江地区文化祭 防災訓練 ≪震災・原子力災害・火災・総合≫ 清掃ボランティア（第2日曜）
11月	古江小学校との交流会、湖北中学校職場体験学習（2年） 福祉の魅力発信イベント参加（仮） 清掃ボランティア（第2日曜）
12月	クリスマス音楽会 年越し蕎麦打ち大会
1月	新年会、書初め、初詣
2月	節分祭、バレンタインデー
3月	ひな祭り、ホワイトデー、古墳の丘古曾志公園春祭り 防災訓練 ≪消火・通報訓練（夜間）≫ 清掃ボランティア（第2日曜）

その他、毎月行う行事（日曜喫茶・誕生日会など）

その他、毎月行う行事（誕生日会）

おでかけレクや買い物ツアー（ボランティアに協力を要請）

年間行事表（デイ）		
4月	お花見ツアー 野菜作り	端午の節句準備
5月	外食 母の日 菖蒲湯 防災訓練	季節の花デコ作り（あじさい？） 5/5 菖蒲湯
6月	父の日 おやつ作り	七夕飾り作り 古江小学校？
7月	七夕会	地域交流事業
8月	夕涼み会	古江地区文化祭出品準備
9月	敬老会 湖北中学校職場 体験学習（3年）	古江地区文化祭出品準備
10月	明翔苑祭り 古江地区文化祭 防災訓練	古江地区文化祭出品準備 大規模災害を想定した訓練
11月	湖北中学校職場 体験学習（2年）	クリスマス飾り
12月	クリスマス演奏会 年越し蕎麦打ち大会 お忌さん	苑内・湖北中学校プラスバンド部より 年賀状づくり
1月	新年会 初詣	書初め・節分面づくり 鍋パーティー？ 1/20 大寒 ゆず湯
2月	節分祭	
3月	ひな祭り	

その他、毎月行う行事（日曜喫茶・誕生日会など）

買い物ツアー（民生委員・ボランティアに協力を検討）